

札地裁總第374号
平成31年4月25日

山中理司様

札幌地方裁判所長 定塚



誠

司法行政文書開示通知書

平成31年3月28日付け（同年4月1日受付）で申出のありました司法行政文書の開示について、下記のとおり開示することとしましたので通知します。

記

1 開示する司法行政文書の名称等

平成30年度管財人等協議会（H30.12.10）結果要旨（片面で3枚）

2 開示の実施方法

写しを送付

担当課 総務課 電話011-350-4804（担当 櫻井）

平成30年度管財人等協議会（H30.12.10）結果要旨

札幌地方裁判所

1 協議事項1

各庁の実情に応じた破産管財人候補者の育成の現状と課題について

※ 破産（管財）事件や民事再生事件においては、債務超過や再生可能性に関する判断資料として提出される貸借対照表や損益計算書といった財務諸表の内容をチェックし、適切に判断するためには、会計実務上の基礎知識が不可欠であり、特に、倒産事件処理の場面に絞ったかたちで知識付与を受けることは、事件処理にあたる裁判官及び書記官にとって極めて有益となる。また、当庁における通常再生事件の新受件数は年間約10件未満と多くはなく、そのため、弁護士が申立人代理人や監督委員として、同事件に携わる機会が少なく、業務ノウハウの継承が困難となっており、さらに、管財事件においても、弁護士増加や法人管財事件の減少に伴い、管財事件処理におけるノウハウの継承も困難を来していたところ、若手及び中堅の管財人等候補者の育成も目的として、公認会計士の資格も有する弁護士に講演を依頼し、「倒産手続において財務諸表を検討する際の留意事項について」（講演）として実施した（講演約90分、意見交換約10分）。

【意見交換における主な意見】

- (1) 破産管財人として、法人税申告書を見直す中で気付くことはある。例えば、申告書の「地代家賃等の内訳書」の記載から、まだ駐車場を借りていた、あるいは社宅が残っていて従業員がまだ荷物を置いていたことに気付いた経験があった。
- (2) 最近は破産管財人による税務の申告義務がクローズアップされている。破産会社では、管財処理中に決算期が来たらその期ごとに、また、清算終了時にも申告する機会が訪れる事から、それなりの姿勢をもって臨まねばならない。また、破産会社の不動産を売却する際には、建物消費税等への配慮も必要となる。
- (3) 昔と現在とでは、破産管財人が行う税務申告への注目のされ方が大きく異なっている。平成22年10月に法人税の体系が大きく変わり、財産法から損益法に変わった。具体的には、同月以前は、破産会社の財産は無いから法人税の申告はしなくてもよい、という考え方であったが、同月以降は、破産が開始されても取引はあるはずであり、当然申告をしよう、という考え方へ変わった。当該税制改正から間もなく10年が経過するが、今後、破産管財人が申告を怠った場合、破産管財人に対し責任が問われることも考えられる。破産管財人には、基本的なスタンスとして、税務申告は当然にするものであるという姿勢でいてほしい。
また、裁判所に対しては、破産会社の税務申告を引き受けてくれる税理士はそれほど多くなく、また、従前の破産会社の顧問税理士も尻込みてしまい、破産手続中の申告をお願いできることも多いという事情もあることから、税務申告を行う際に発生する税理士費用を財団債権として支出することについてご理解いただきたい。
- (4) 破産会社の申立代理人をした事案で、2会計年度前が少なくとも簡易課税で消費税の課税業者であり、不動産を所有している会社があった。建物を売却する際は建物消費税がかかるところ、管財人が消費税を売却代金とは別に預からなければならないことを失念すると大変なので、その旨を申立

ての際、上申書に記載したことがある。消費税については注意をせねばならないと考えている。

- (5) 税務申告は、するかしないかというものではなく、するものである。税務申告の結果、破産財団の収益になつたら、それは益税ということになり、法律で認められているものであるので、それでよい。もし破産管財人が申告について選択を誤ると、それは破産管財人の責任になる。悩むのではなく、申告するというのが基本的なイメージである。

また、税務申告には、過去に払った税金を戻してもらうという選択肢がある。破産した事業年度は赤字だが、その前の年度が黒字であった場合、欠損金の繰越控除とは逆に、欠損金の繰り戻しの還付が受けられるため、その点を検討する必要がある。それができれば、過去に実際に税金を払っていないでも、財団債権を減らすことができる。また、粉飾決算がある場合、その部分の減額更正をし、減額した分の税金を戻してもらえることもある。

債権の貸倒れについては、管財人が見た段階で、貸倒れの処理がまだされておらず、額の大きい債権がある場合、貸倒れの処理ができれば、売掛金が計上された時の消費税額が還付される可能性がある。このように、税務申告をすることで税金を取り戻すこともできることがあることを付言しておきたい。

協議事項2

振分け基準等の運用の見直し状況を踏まえた管財人業務の在り方について

(裁判所からの情報提供等・20分)

1 新振分け基準運用開始後の状況を次のとおり情報提供

(1) 同時廃止事件

新振分け基準の運用を開始した本年7月1日から11月末までの間、新基準では原則管財事件となるが、同時廃止事件として申立てのあった事案は、札幌地裁本庁では3件、支部では3件あり、財産調査や免責調査の必要等がある事案だったため、いずれも管財事件となった。

(2) 管財事件

旧基準では原則同時廃止となる事案を、新基準に基づき管財事件として申立てがされた事案は、札幌地裁本庁では5件、支部では2件であった。いずれも預金や解約返戻金が二、三十万円程度の事案であるが、これに加えて自営業者であるため事業調査が必要であつたり、否認権行使を検討する必要があつたりもしたことから、管財事件として申し立てられ管財事件となつた。

(3) 裁判所コメント

裁判所と弁護士会の認識が一致し、新基準での運用が順調に滑り出したと認識している。

20万円を超えた管財事件にするという形式的な運用ではなく、できるだけ実態に沿った柔軟な運用をしていきたい。申立代理人におかれでは、同時廃止事件での処理を求める場合、当該処理を相当と認め得る具体的な事情をできる限り上申書等に記載していただきたい。そのようにお互いコミュニケーションをとりながら新振分け基準を運用していきたい。

協議事項3

個人再生事件を適正・迅速に処理するための方策について

(自動車の引揚げ事案に関する意見交換・約30分)

(裁判所)

所有権留保が付された債務者所有の自動車に対するローン会社による別除権行使に関し、最判平成22年6月4日（民集64巻4号1107頁）、最判平成29年12月7日（民集71巻10号1925号）によれば、ローン契約の内容と自動車登録名義により、結論が分かれるところである。そこで、①上記判例によっても別除権が認められないのにローン会社から自動車の引き上げを求められた場合、代理人としてローン会社への対応に困難を要した点やそれに対する対処方法、②別除権が認められるものの、債務者が引き続き自動車の使用を希望した場合の、ローン会社との交渉や別除権協定を締結する際の工夫・留意点、協定が締結できなかった場合の工夫・留意点等についてお聞かせ願いたい。

また、上記判例とローン契約の内容等の事実関係が異なり、別除権が認められるかについて検討を要した事例があれば、ご紹介願いたい。

(意見交換における主な意見)

- (1) 別除権協定をした事例として、申立人が、車がないと仕事に支障があったケースで、債権者との協議もスムーズにいき、債権者も理解してくれたことがあった。車を購入して1、2年以内の申立てで、残債務は、満額に近かったと記憶している。
- (2) 別除権であると判断され、債権者から引き上げの要請があった場合、まずこの車がどうしても必要なのか申立人に検討させ、他の車でもよければ、安価な車に買い替えるという事例が多い。共益債権化を検討する場合は、①自動車ローンが別除権付き債権であること②自動車の保有が不可欠であること③自動車の客観的価値が残債務額と同程度であること④再生計画遂行に影響を与えないことという要件を検討することになるであろう。
- (3) 共益債権化を検討する際に留意している点は、先の要件のうちの車の必要性と、再生計画に与える影響がないかという点である。特に必要性については、申立人の職種、就業時間帯、公共交通機関の有無など、裁判所にどう訴えるか検討している。
- (4) 個人再生の場合、このままでは履行可能性がないと思われる事案が多いので、まず、車は不要ではないかという検討をし、どうしても必要だという場合は、配偶者や親族名義で安価な車を購入するよう指導することが多い。また、北海道の場合、夫婦で1台ずつなど、家族で複数台所有している例も多いので、そのような場合、1台は手放すことを検討する。
- (5) 「同居の親の介護のため」共益債権化の上申がされている例がある。また、同居の妻の介護のために共益債権化したい旨の上申がされ、車を手放し、介護タクシーを利用すると、費用が高額になり、履行可能性がなくなる旨の主張がなされた例がある。
- (6) 申立ての検討にあたり、必ず契約書の条項は確認しており、別除権の判断に迷うことはない。一方で、破産申立ての場合、申立て前に引き上げに応じると、否認権が成立するかという点で悩むことはある。

4 事務連絡

裁判所から、秘匿の要否を検討する事案がある場合には、事前に相談されたい旨依頼し、認識共有された。